

第 2 回会議における主なご意見

【基本的な考え方について】

- ・ 助成対象とする障害の程度について、精神障害者保健福祉手帳の等級で判断することは妥当。
- ・ 34 市町村あるが、どの自治体もできるような制度にしていきたい。

【助成対象とする範囲についてのご意見】

- ・ 1 級を対象とすることは妥当。
- ・ 精神障害のある方は不安定さを抱えながら生活している。2 級・3 級も検討してほしい。
- ・ 1 級は対象者が圧倒的に少ない。1 級のみでは限定的な拡充になるのではないか。
- ・ 2 級となると幅が広いので、どこまで対象とするか要検討。一定の要件が必要ではないか。
- ・ 障害年金を含め本人が医療費を負担できる能力の有無も考慮すべき。
- ・ 自立支援医療（精神通院）で 2 級の方のカバーはできているのではないか。
- ・ 現行制度（既存事業）の対象者との均衡を考慮すべきではないか、将来に向けた持続性についても考えなければならないと思う。
- ・ 今後の人口減少を考えた時に、予算面も含めてどのように制度設計していくのか、現実的に考えることが必要。

【事務局に対してご質問があったもの】

- ・ 自立支援医療（精神通院）の受給者証を所持していることを要件にしないと、自立支援医療（精神通院）を利用する方が減るのではないか。要件としていない他県の状況はどうなっているか。
- ・ 精神保健福祉手帳と身体障害者手帳・療育手帳を重複して所持している人はどれぐらいいるか。

等級の程度の比較(概念的なもの)

身体障害	知的障害	精神障害	参考	
			【年金】 障害年金	【国税】 特別障害者 控除
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者福祉法 ・身体障害者障害程度等級表 	<ul style="list-style-type: none"> ・療育手帳制度について ・療育手帳判定実施要領 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉法 ・精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金法 ・厚生年金保険法 	<ul style="list-style-type: none"> ・所得税法施行令
<p>1級</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 心臓等の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの ○ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの ○ 視力の良い方の眼の視力が0.01以下のもの、両上肢の機能を全廃したもの等 	<p>A1</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 知能指数及び社会生活指標が20以下であって、介護度が不要から最重度のもの(18歳未満) ○ 知能指数が20以下及び社会生活能力評価点が29以下であって、介護度が不要から最重度のもの(18歳以上)等 	<p>1級</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの ※ 他人の援助を受けなければ、ほとんど自分の用を弁ずることができない程度のもの 	<p>1級</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの ○ 精神の障害であって、前述と同程度以上と認められる程度のもの ○ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの、両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの、両上肢の全ての指を欠くもの等 	<p>特別障害者に該当(控除40万円)</p>
<p>2級</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの ○ 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの、両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの、両上肢のすべての指を欠くもの等 	<p>A2</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 知能指数が21～35及び社会生活指標が20以下であって、介護度が不要から軽度のもの(18歳未満) ○ 知能指数が21～35及び社会生活能力評価点が29以下であって、介護度が不要から軽度のもの(18歳以上)等 	<p>2級</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの ※ 必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は困難な程度のもの 	<p>2級</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの ○ 精神の障害であって、前述と同程度以上と認められる程度のもの ○ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの、両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの、両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの等 	<p>障害者(控除27万円)</p>
<p>3級</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 心臓等の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの ○ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの ○ 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの、両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの、両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの等 	<p>B1</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 知能指数が51～75及び社会生活指標が20以下であって、介護度が不要から軽度のもの(18歳未満) ○ 知能指数が51～75及び社会生活能力評価点が29以下であって、介護度が不要から軽度のもの(18歳以上)等 	<p>2級</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの ※ 必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は困難な程度のもの 	<p>2級</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの ○ 精神の障害であって、前述と同程度以上と認められる程度のもの ○ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの、両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの、両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの等 	<p>障害者(控除27万円)</p>

※注意)本表はあくまでも概念的なものであり、厳密に区分されているものではない。
 ※参考図書「五訂 精神保健福祉法詳解」(精神保健福祉研究会監修 R6年9月発行)
 583ページ 図2-3「精神障害者保健福祉手帳と年金の障害程度の比較」
 584ページ 図2-4「等級の程度の比較」

身体障害	知的障害	精神障害	参考	
			【年金】 障害年金	【国税】 特別障害者 控除
<p>4級</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 心臓等の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの ○ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの ○ 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの、両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの、両上肢のおや指を欠くもの 等 			<p>3級(厚生年金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの 	<p>○ 労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</p> <p style="text-align: center;">障害者 (控除27万円)</p>
<p>5級</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの、一上肢のおや指を欠くもの 等 	<p>B2</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ A1～B1のもの以外(軽度) 	<p>3級</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 一人で外出できるが、過大なストレスがかかる状況が生じた場合に対処が困難である等 ※ 障害年金3級(厚年)であれば、精神保健福祉センターの判定を要しない。 		
<p>6級</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの、両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの、ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 等 		<p>障害手当金(厚生年金の一時金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度のもの 		

助成対象となる医療費の試算

■助成対象となる医療費の試算

- ・ 先行して実施している他都道府県の実績をもとに算出した医療費に、本県の精神保健福祉手帳所持者数を乗じて試算。

(1) 精神保健福祉手帳所持者数 (R7 年度末推計値)

	1 級 (R8.3 末見込み)	2 級 (R8.3 末見込み)	3 級 (R8.3 末見込み)
精神障害者保健福祉手帳所持者数	634 人 (①)	6,126 人 (②)	1,829 人 (③)

※R5 年度末の精神保健福祉手帳所持者数に、過去 5 年間の増加率 (年 6.0%) を乗じて算出

(2) 他都道府県の実績をもとに算出した医療費

105,960 円 (④)

※ 先行して精神障害を対象として医療費助成を行っている他自治体のうち、本県の現行制度と同様 (入院・通院問わず全ての疾病を対象、自己負担なし) であり、かつ、精神障害者分の医療費が算出可能な自治体を選定し、選定した自治体ごとに、「総医療費のうち精神障害者分の医療費÷対象となる精神障害者の等級の手帳所持者数」で算出、得られた金額の平均値

※ 福祉医療の試算に用いるために機械的に算出した数字であって、自立支援医療費等が含まれていないなど 1 人あたりの実医療費額とは異なる

(3) 試算額 (年間)

1 級のみ ①×④	1 級+2 級 (①+②)×④	1 級+2 級+3 級 (①+②+③)×④
67 百万円	716 百万円	910 百万円

※ 試算額は助成事業に要する県と市町村の所要額の合算

※検討の参考とするための試算であり、今後検討を進める中で変動する前提である。

助成対象とする医療の範囲について

(1) 本県の現行制度（身体障害者・知的障害者を対象）の取扱い

- ・入院・通院問わず全ての疾病を対象。

(2) 精神障害を医療費助成の対象としている他都道府県（42 都道府県）の状況

<助成対象とする医療の範囲 >

精神科		精神科以外		都道府県数	割合	左記としている考え方(主なもの)
入院	通院	入院	通院			
○	○	○	○	25	60%	・身体障害、知的障害との均衡を考慮
×	○	×	○	8	19%	・地域生活移行を推進する方向性と異なるため ・持続可能で安定的な制度として継続するため
×	○	○	○	6(※1)	14%	・入院期間の長期化を助長する可能性があるため
○	○	×	×	2	5%	・精神障害者にとって欠かせない精神科医療を優先
×	×	○	○	1	2%	・精神疾患には自立支援医療(精神通院)があることを考慮

42

(※1)うち1県は精神障害児(3歳～中3以下)については精神科入院も対象

※精神病床の平均在院日数 (R3)

高知県：111.7日 全国平均：108.8日